

一人一人のニーズに応じた教育

特別支援教育の充実に向けて



「女の人」小澤 茜



「イマジネーション」鈴木 沙羅



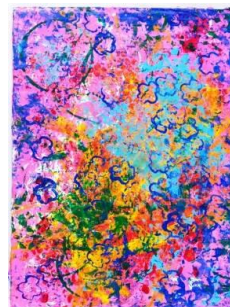
「SUPER HERO(スーパーヒーロー)」
飛田 奏



「ホッキョクグマの親子」中村 優里菜



「ドライブ」中川 光輝



「夏のヒコーキ」寺島 奏良



「ゾウ〜鳥獣花木図屏風から〜」
川島 聖



「ダンボールで作った車たち」河野 唯仁

表紙 平成29年度東京都特別支援学校
アートプロジェクト展 出展作品

近年、障害者の権利に関する条約の批准や、それに伴う「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする国内法の整備など、障害者を取り巻く環境は大きく変わっています。

東京都教育委員会は、これまで第一次から第三次までの「東京都特別支援教育推進計画」（平成16年・19年・22年）に基づいて東京の特別支援教育を推進してきました。

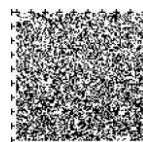
また、現在、平成29年2月に策定した「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」に基づき、特別支援教育の一層の推進に努めています。

障害のある人もない人も互いに尊重し合いながら暮らしていける共生社会を実現するためには、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の実態等に応じて能力を最大限に伸長する特別支援教育の充実を更に図っていかねばなりません。

この資料は、東京都の特別支援学校や特別支援学級、特別支援教室等の教育について紹介しています。
多くの方々に御活用いただき特別支援教育に対する理解を深めていただくことを願っております。

*視覚に障害がある方のために
SPコードを添付しています。

平成31年3月
東京都教育委員会



1 視覚障害教育

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいいます。

学習面では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認などでの困難が生じます。

また、生活面では、移動の困難、相手の表情等が分からないことからのコミュニケーションなどでの困難が生じます。



文字の導入の指導

視覚障害特別支援学校（視覚障害教育部門）

視覚障害特別支援学校では、幼児・児童・生徒一人一人の視力や見え方の状態を的確に把握し、身辺処理能力の向上、点字指導や歩行指導、補助具の活用など自立活動の充実を図るとともに、確かな学力の定着を図るよう指導しています。

高等部では、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の資格取得だけでなく、様々な自立を目指した職業教育及び進路指導に努めています。



単眼鏡を用いた学習活動

弱視通級指導学級

弱視通級指導学級では、一人一人の見え方の状態に応じて、弱視レンズ・拡大テレビ型読書器・タブレット端末等の視覚補助具の活用及び視覚認知や目と手の協応動作を高める自立活動の指導を行っています。

また、在籍学級や家庭と連携して、児童・生徒が保有する視機能や他の感覚を最大限に活用して学習できるよう、拡大教材・教具の開発や指導方法の工夫などにより、指導の充実に努めています。



点字タイプライターや視覚障害者用そろばんを活用した学習活動



拡大読書器・傾斜机を用いた学習活動



視覚障害特別支援学校高等部専攻科のあん摩実技学習

◆東京都教育委員会が研究推進団体として認定する視覚障害教育研究会等

- ・ 東京都盲学校盲幼児教育研究会
- ・ 東京都立視覚障害特別支援学校重複障害児教育研究会
- ・ 東京都立盲学校自立活動教育研究会
- ・ 東京都弱視教育研究会
- ・ 東京都立盲学校理療科教育研究会
- ・ 東京都盲学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会

2 聴覚障害教育

聴覚障害とは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。聴覚障害がある子供たちには、できるだけ早期から適切な対応を行い、音声言語をはじめ、その他の多様なコミュニケーション手段を活用して、子供たちの可能性を最大限に伸ばすことが大切です。

聴覚障害特別支援学校

聴覚障害特別支援学校では、補聴器等の活用により、保有する聴力の活用、言語の理解及び表現の指導を行っています。

また、幼児・児童・生徒一人一人の状態等に応じて音声、文字、手話、指文字等のコミュニケーション手段の活用を図り、視覚的に捉えやすい教材・教具やコンピュータや大型ディスプレイ等を活用することにより、言語力や学力の伸長に重点を置いた指導をしています。

高等部では、自立した生活を目指した能力を育成するために、大学進学や就労など、それぞれの進路に向けた指導の充実に努めています。



視覚的な教具を用いた教科学習

難聴通級指導学級

難聴通級指導学級では、児童・生徒一人一人の聴力レベルや言語能力の実態に即した発音指導や言語指導、保有する聴覚や補聴器及び人口内耳を活用した指導並びに社会生活への適応のためのコミュニケーション指導を行っています。その際、様々な情報が得られるよう配慮し、必要に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行っています。

指導に当たっては、在籍学級や家庭と連携して個別指導計画に基づいた指導の充実に努めています。



個別の言語指導



個に応じた教材の工夫



オーディオメータによる聴力検査



発音や発声の指導

◆東京都教育委員会が研究推進団体として認定する聴覚障害教育研究会等

- ・ 東京都ろう教育研究協議会
- ・ 東京都公立学校難聴・言語障害教育研究協議会
- ・ 東京都立ろう学校教育推進委員会
- ・ 東京都ろう学校体育連盟
- ・ 東京都立ろう学校専門研修会

3 肢体不自由教育

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。肢体不自由のある児童・生徒一人一人の状態等は異なっていることから、学習上又は生活上どのような困難があるのか、補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのかといった観点でその状態等を把握し、指導・支援を行うことが大切です。

肢体不自由特別支援学校（肢体不自由教育部門）



障害の状態に応じた自立活動
（身体を取組）

肢体不自由特別支援学校では、身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、各教科等の指導内容を適切に精選するとともに、支援機器等を活用して、基礎的・基本的な学力の定着を図っています。

また、児童・生徒一人一人の健康の保持に努めるとともに、身体の動きやコミュニケーション等に関する自立活動の指導内容から必要な項目を選定し、それらを各教科等と相互に関連付けて指導しています。

中学部・高等部においては、自立と社会参加に向けて、労働・福祉・医療等の関係機関との連携を図り進路指導の充実に努めています。

施設や病院に設置された分教室では、施設や病院の理解と協力の下、児童・生徒一人一人の障害の状態や病状等に応じて、自立活動の指導や確かな学力の定着を図るよう指導しています。



歩行機能を高める指導

肢体不自由特別支援学級

肢体不自由特別支援学級では、児童・生徒一人一人の身体の動きの状態や発達段階等を考慮して、各教科や自立活動の指導内容・方法を工夫・改善し、指導の充実に努めています。

また、交流及び共同学習により、通常の学級の児童・生徒と共に学習する機会を設けています。



小集団での学習活動



専門家と連携した指導



摂食指導

◆東京都教育委員会が研究推進団体として認定する肢体不自由教育研究会等

- ・東京都肢体不自由教育研究会
- ・東京都肢体不自由特別支援学校進路指導連絡協議会
- ・東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟

4 知的障害教育

知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などに関わる知的機能」が著しく劣り、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であるので、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。

また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があるといわれています。

知的障害特別支援学校（知的障害教育部門）

知的障害特別支援学校では、将来の社会的な自立や社会参加を目指し、各教科の他、各教科等を合わせた指導（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）の指導を行っています。自閉症の児童・生徒の障害特性に応じた指導の工夫もしています。

高等部では、卒業後の進路に向けて、産業現場等における実習（現場実習）の充実に努めています。

また、知的障害が軽度の就業技術科と中度から軽度の職能開発科では、実践的な職業教育を行っています。



食品を扱う作業学習

知的障害特別支援学級

小学校の知的障害特別支援学級では、社会生活に必要な言語や数量の理解、表現力の向上、基本的生活習慣の確立等に努めています。

また、交流及び共同学習の機会を多く設け、集団生活への参加が円滑に行われるよう配慮しています。

中学校の知的障害特別支援学級では、対人関係や集団への参加を円滑にするための指導に重点をおくとともに、作業学習を通して、働くことの意義を理解し、将来の職業生活へつなげるよう努めています。



図画工作（絵画）



個に応じた教材



生活単元学習「遠足に行こう」



音楽（和太鼓）

◆東京都教育委員会が研究推進団体として認定する知的障害教育研究会等

- ・東京都特別支援教育研究会
- ・東京都知的障害特別支援学校就業促進研究協議会
- ・知的障害児の調理学習研究会
- ・都立知的障害特別支援学校キャリア教育研究会

5 言語障害教育

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったり、語彙が不足したりしている状態であること、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が話すことに困難を感じるなど、社会生活上不都合な状態であることをいいます。

言語障害通級指導学級



正しい発音を習得するための指導

言語障害通級指導学級では、児童の構音、吃音、言語発達等の状態に応じて、正しい発音を習得する、楽な話し方を身に付ける、言語力を高めるなどの指導を行います。個別指導を中心として小集団指導を取り入れる場合もあり、必要に応じて各教科等の内容を取り扱った自立活動の指導を行っています。

指導に当たっては、在籍学級や家庭と連携して個別指導計画に基づいた指導の充実に努めています。

6 情緒障害等の教育

情緒障害等とは、状況に合わない感情・気分が持続し、感情の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりし、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態並びに自閉症、学習障害（LD）及び、注意欠陥多動性障害（ADHD）により学習上、生活上の様々な困難に直面している状態のことをいいます。

特別支援教室・情緒障害等通級指導学級 自閉症・情緒障害特別支援学級



コミュニケーション能力を高める学習活動



社会性を身に付けるための指導
（気持ちの折り合いの付け方）

特別支援教室・情緒障害等通級指導学級では、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達の偏りや、かん黙等の心理的不適応に起因する状態を改善するための指導を行います。多様な教育ニーズに対応するため、個別指導と小集団指導を組み合わせたカリキュラムが組まれています。指導に当たっては、在籍学級や専門機関及び家庭との連携を重視して指導の充実に努めています。

現在、特別支援教室の導入が進められており、在籍する学校で通級による指導が受けられる地区が増えてきています。

自閉症・情緒障害特別支援学級では、各教科等の指導のほか、基本的生活習慣を確立することや正しい言葉のやりとりを身に付けること、自分の意思を適切に伝えることなどの指導を個別や集団で指導しています。

- ◆東京都教育委員会が研究推進団体として認定する情緒障害教育研究会等
- ・東京都公立学校情緒障害教育研究会
 - ・東京コーディネーター研究会

7 病弱教育

病弱とは、心身の病気のため継続的又は繰り返し、医療又は生活規制（生活の管理）を必要とする状態をいいます。

病弱特別支援学校（病弱教育部門）

病弱特別支援学校では、寄宿舍と連携して、健康の回復・改善を図り、生活の自己管理ができるようにする自立活動の指導とともに、各教科等の基礎的・基本的な内容の定着に努めています。

病院内の分教室では、病院内に設置している教室やベッドサイドでの授業も行います。



家庭（調理）



図画工作 うちわ作り

病弱（養護学園）学級

病院内の病弱学級では、病院の理解と協力のもとに、一人一人の病状を考慮しながら、各教科等の指導を行います。

養護（健康）学園では、近県の豊かな自然環境の中で、生活リズムを整えながら、健康の回復・改善を図るとともに、各教科等の基礎的・基本的な内容の定着に努め、回復後は、元の学校に戻ることができるよう指導しています。



校外の自然の中での学習活動

8 訪問教育

通学が困難な児童・生徒のために、肢体不自由特別支援学校から教員を派遣し、一人一人の障害の状態や病状に応じた自立活動の指導や各教科等の指導等、多様な指導を行っています。

週当たりの授業時数は、6単位時間（週3回、1回2単位時間）を標準として、児童・生徒の実態等により適切に実施しています。

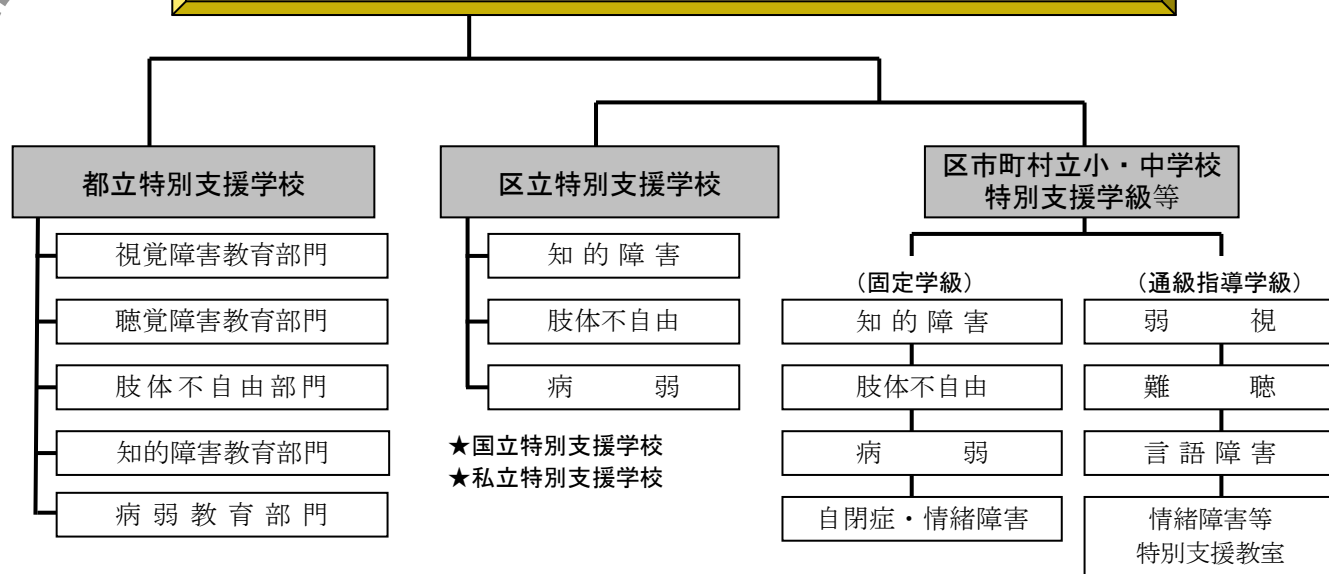
◆東京都教育委員会が研究推進団体として認定する
病弱教育、訪問教育研究会等

- ・ 東京都訪問教育・病弱教育研究会
- ・ 関東甲信越地区病弱虚弱教育研究連盟



調理手順の確認

東京都の特別支援学校・特別支援学級



通常の学級における特別支援教育

幼稚園、小・中学校、高等学校の通常の学級においても、発達障害のある幼児・児童・生徒に対する支援が進んでいます。特別な教育ニーズについて検討する校内委員会や、保護者や関係機関と連携を行う特別支援教育コーディネーターの指名、巡回相談等の相談機能の充実、個別の教育支援計画・個別指導計画の作成等の校内体制を整備しています。

特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援学校では、特別支援教育のセンター的機能として、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校に対し、障害のある幼児・児童・生徒の相談や校内研修の講師派遣等の支援を行っています。また、視覚障害特別支援学校と聴覚障害特別支援学校では、小・中学校に在籍する児童・生徒に対して通級による指導を行っています。

副籍、交流及び共同学習

都立特別支援学校においては、平成27年度入学生から、原則として、小学部、中学部に在籍する全ての児童・生徒が副籍をもつこととなっています。

小・中学校等においては、「交流及び共同学習ガイド」（文部科学省）、「副籍ガイドブック」（都教育委員会）などを参考にし、交流及び共同学習をますます充実させていくことが重要です。

★特別支援教育に関する相談★

東京都特別支援教育推進室には、以下の機能があります。

○就学・入学相談

○就労支援

○理解啓発

○情報提供

○連絡調整

連絡先：03-5228-3433

特別支援学校・特別支援学級の理解推進資料 一人一人のニーズに応じた教育

発行 東京都教育庁指導部特別支援教育指導課
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8-1
電話番号 03-5320-6847
発行日 平成31年3月